

大熊町橋梁メンテナンス包括民間委託業務

仕様書

第1条 本仕様書の適用範囲

本仕様書は、大熊町（以下、「発注者」という。）が実施する「大熊橋梁メンテナンス包括民間委託業務」（以下、「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

第2条（準拠法令等）

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編Ⅰ、Ⅱ）及び福島県土木部「共通仕様書 土木工事編」に従うほか、関係諸法令、規則、指針、条例、その他発注者が指示する規格等に従うものとする。

第3条 業務の目的

大熊町は、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生に向け、公共インフラの整備を重要な課題としている。特に、橋梁維持管理においては、将来的な技術者不足や橋梁専門業者の不在によりインフラ管理が困難になることが懸念され、また、予防保全型管理への移行に伴う維持管理コストの増大も課題である。

本業務は、これらの課題を解決するため、民間事業者が持つ高度な技術力とノウハウを包括的に活用し、策定済みの橋梁長寿命化修繕計画を効率的に実行することで、住民の安心・安全を確保し、持続可能なまちづくりに貢献することを目的とする。

第4条 業務内容

本業務は、大熊町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画の実行、点検、診断、補修設計、補修工事等の橋梁維持管理に必要な一連の業務を官民連携の手法により包括的に実施するものである。

1. 長寿命化修繕計画の改定業務

現在、策定済みの長寿命化計画について、本業務の実施する点検、診断、補修設計及び工事対応等を踏まえ、改定を実施するものとする。

なお、改定内容及び実施時期等の詳細については、発注者と協議するものとする。

2. 橋梁定期点検・詳細調査業務

「道路橋定期点検要領」等に基づき、近接目視を基本とした点検を実施し、損傷状況の把握、健全性の診断及び措置区分を決定するものである。また、点検・詳細調査の実施にあたっては、新技術の活用を検討・提案し、点検・詳細調査等の効率化を図るものとする。

なお、新技術の活用を検討・提案については、下記の目的のものを基本とするが詳細については、発注者と協議するものとする。

- ① 「サポ楽」等、点検成果物と台帳管理システムに連携可能な 360 度カメラを活用し、全景記録及び損傷部位の切り出しを効率的に行い、点検・記録作業における作業を削減するもの
- ② 「診れるんです」等の近接目視が困難な部位に対してカメラを通して橋上や地上（橋下）等のタブレット端末から確認・写真撮影することで近接目視を支援するもの。
- ③ ドローン等による空撮や非接触型点検技術を活用し、点検足場設置や交通規制の手間を最小限に抑えるもの。
- ④ 「ひびみつけ」等の高精度なひび割れ解析技術を用するもの。
なお、ひび割れ解析技術については、必要性や利用条件等を明確にしたうえで提案・協議するものとする。

3. 橋梁台帳・データ管理業務

点検結果、措置区分、修繕履歴等の維持管理に必要な情報を一元的に管理・更新可能な台帳管理システム等を構築するものとする。

なお、橋梁台帳・データ管理業務については、下記の内容を基本とするが詳細については、発注者と協議するものとする。

- ① 台帳管理システムとの連携
既存の台帳管理システム又は、新技術の活用等で発注者へ検討・提案し、了解を得たシステムと連携可能な形式で点検データを整備し、発注者が容易にアクセス・活用できる環境を構築するものとする。
- ② データの更新・整理
点検結果、健全性診断結果、措置区分、修繕履歴、図面等の関連資料を最新の状態に維持し、発注者の資産管理を支援するものとする。

4. 補修設計業務

点検結果に基づき、緊急性、経済性等を総合的に検討したうえ、補修設計が必要な橋梁及び補修箇所等を発注者と協議し、修繕設計を実施するものとする。

5. 有識者等によるヒアリングの実施

点検結果及び措置区分、補修設計に関する事項及び補修工法等においては、橋梁に関する

有識者等へ技術的なヒアリングを実施し、点検結果等及び補修工法等の妥当性の確認を行うものとする。

6. 補修工事

本業務で実施した補修設計及び既存の補修設計に基づき発注者と協議し、補修工事を実施するものとする。

なお、補修工事については、別添の大熊町復興事業課作成の特記仕様書（案）を別途作成し、発注者と協議にうえ、実施するものとする。

7. 緊急点検

大熊町町内にて震度5弱以上の地震が発生した場合、点検結果及び措置区分等に応じてすみやかに緊急点検を実施するものとする。また、河川等を渡河する橋梁については、洪水・土砂災害・台風等が発生した場合、点検結果及び措置区分等に応じて緊急点検を実施するものとする。

なお、緊急点検が必要な橋梁及び内容については、予め発注者と協議し、実施するものとするが、発注者等によるパトロールにて変状等が確認された場合は、発注者の指示により緊急点検を実施するものとする。

8. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と請負者は常に綿密な連絡をとり、各業務及び工事の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容はその都度、請負者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

9. 成果品

成果品は、業務項目ごとに発注者と協議のうえ、発注者の指示する日までに提出するものとする。

なお、成果品については、電子成果品を基本とする。

(1) 長寿命化計画修繕計画の改定業務	1 式
(2) 橋梁定期点検・詳細調査業務（年度ごと）	1 式
(3) 橋梁台帳・データ管理業務	1 式
(4) 補修設計業務	1 式
(5) 補修工事	1 式
(6) その他発注者が必要としたもの	1 式

第5条 配置技術者の資格要件等

1. 管理技術者（監理（主任）技術者）及び主任技術者

第4条の業務内容については、管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、以下の資格及び実績を有するものを配置することとする。また、6. 補修工事の配置技術者については、監理（主任）技術者に置き換えるものとする。

なお、業務内容に関わらず技術者は兼務できるものとする。

- ・ 資格要件：技術士（総合技術監理部門（建設一鋼構造物及びコンクリート）又は建設部門（鋼構造物及びコンクリート）及び1級又は2級土木施工管理技士の資格を有すること。複数人を配置した場合は複数人の実績で満足するものとする。

- ・ 実績要件：「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」及び「橋梁補修工事等」のいずれかの実績を有すること。

- ・ 配置要件：配置技術者の配置（業務）場所については、発注者と協議のうえ配置するものとする。

なお、発注者が本業務の遂行（主に工事管理等）に支障ないと判断する場合は、町外での配置（業務）場所として配置できるものとする。

2. 担当技術者

本業務における担当技術者を各業務内容ごとに配置することができるものとする。

3. 品質管理、工程管理、安全管理等

上記1. 2の技術者については、発注者に代わって業務、工事の品質管理、工程管理、安全管理などを行うことができるものとする。

なお、発注に代わって立会等の確認を実施したものについては、速やかに発注者に報告し、確認を得るものとする。

第6条 契約に関する条件等

1. 価格（委託費）協議

請負者は、上記「第4条 業務内容」について、福島県土木部制定「設計業務等積算基準及び土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕」等を元に予定価格調書及び積算資料（予定価格の算出に必要な根拠資料）を各業務内容ごとに作成し、発注者と価格（契約額）協議を実施し、契約額とするものとする。価格（契約額）協議額については、各年度ごとに契約限度額までとする。

ただし、各年度ごとの契約限度額については、発注者の指示等により変更可能なものとする。

2. 再委託

再委託にあたっては、再委託の内容等を発注者と協議のうえ、実施するものとし、本契約の全部又は主要な部分を第3者へ委託してはならない。

ただし、専門調査等で予め書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先にも本仕様書に定める義務と同等の義務を負わせるものとする。

3. 貸与資料

- ① 発注者は、業務遂行に必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- ② 請負者は、資料の貸与を受けたときは、借用書を発注者に提出しなければならない。また、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに発注者に返却するものとする。
- ③ 請負者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復しなければならない。

4. 契約不適合責任

検査完了後、一年以内に成果品の不適合が発見された場合、請負者は、発注者と協議の上必要な処理を行わなければならない。

5. 権利の帰属

本業務に基づき作成された成果物の著作権については発注者に帰属するものとする。

6. 検査

- ① 請負者は、契約書の規程に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、発注者に提出していなければならない。
- ② 発注者は本業務の検査に先立って、請負者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。